

令和3年7月21日(水) **知多市報道発表資料** 

防災危機管理課

担当: 防災危機管理チーム 榊原 (0562-36-2638)

## 「知多市危機管理実施要領」を策定しました。

市民等に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態に、迅速かつ的確に全 庁を挙げて統一的に対処する危機管理体制や基本的事項を定めた「知多市危機管理実施要 領」を策定しました。

今後、各課において個別の危機管理マニュアルの作成又は既存の業務用マニュアルへの 危機管理事項の追加を進めます。

## 1 策定の目的

市の業務において発生が想定される緊急の事態について、各課等では、それぞれの業務用のマニュアル等により、危機事案への対応手順等を定め、運用しているところですが、これまで、市組織で統一的に危機に対処することを定めたものがありませんでした。

そこで、緊急の事態に、迅速かつ的確に全庁を挙げて統一的に対処する危機管理体制や基本的事項を定めるものとして、「知多市危機管理実施要領」を策定しました。

## 2 危機への対策

平常時には、危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの作成により危機に備えます。 応急時には、応急対策、市民への情報提供などを行います。

収束時には、迅速かつ円滑な復旧、被害等の軽減、再発防止策の検討などを行います。

## 3 危機管理マニュアルの作成

今後、各課等において9月までに個別の危機管理マニュアルの作成又は既存の業務用マニュアルへの危機管理事項の追加を進めます。